

平成 30 年度
第 1 回高知市食育推進会議

日時：平成 30 年 5 月 2 日（水）18：30～20：30
場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

【目 次】

高知市食育推進会議条例	1
高知市食育推進会議委員名簿	2
高知市食育推進委員会（府内体制）	3
資料 1 食育推進に向けた目標および現状値	4
資料 2 国の「第 2 次食育推進基本計画」と「第 3 次食育推進基本計画」との比較	5
資料 3 高知市食育に関するアンケート調査について（案）	6
資料 4 高知市食育に関するアンケート調査内容一覧	7～8
資料 5 第 3 次高知市食育推進計画策定スケジュール（案）	9
参考資料 食育基本法	10～22

【別 冊】

高知市食育に関するアンケート調査	様式 1, 様式 2, 様式 3
------------------	------------------

高知市食育推進会議条例をここに公布する。

平成30年1月1日

高知市長 岡嶋誠也

高知市条例第4号

高知市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、高知市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、協議及び必要な調整を行う。

- (1) 法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）の作成に関する事項
- (2) 食育推進計画の実施の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食育の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 生産者又は事業者（法人その他の団体にあっては、その役職員等）
- (2) 医療又は保健団体関係者
- (3) 教育又は児童福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 食育に関する施策の対象となる市民団体の役職員等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 推進会議は、其所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開催される推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

高知市食育推進会議 委員名簿

平成 30 年 5 月 2 日現在
(敬称略)

分野	氏名	所属・職名
生産者 事業者	ながの 永野 憲	高知市農業協同組合 課長
	ながの 永野 浩正	株式会社 サンシャインチェーン本部 店舗運営部長
	なかごし 中越 貴宣	高知商工会議所青年部 会長
医療・保健 関係者	の なみ 野並 誠二	高知市医師会 副会長
	たかはし 高橋 豊	高知市歯科医師会 副会長
	もりた 森田 陽子	高知県栄養士会 会長
教育 児童福祉 関係者	なかやま 中山 裕司	高知市民営保育所協議会園長会 会長 (あおい保育園長)
	たかいし 高石 智恵	高知市立小中義務教育特別支援学校長会 (秦小学校長)
	た べ 田部 佳枝	高知市社会福祉協議会 主幹
学識経験者	わたなべ 渡邊 慶子	高知学園短期大学 生活科学学科 教授
市民団体等	まえだ 前田 修一	高知市小中学校 P T A 連合会 会長
	こんどう 近藤 泰子	高知市食生活改善推進協議会 会長
	にしもり 西森 美恵	食と健康を学ぶ会 理事
	みたに 三谷 英子	RKC 調理製菓専門学校 校長

以上 14 名

高知市食育推進委員会(庁内体制)

こども未来部	母子保健課
	保育幼稚園課
教育委員会	教育環境支援課
	生涯学習課
市民協働部	地域コミュニティ推進課
農林水産部	農林水産課
商工観光部	観光振興課
	産業政策課
環境部	環境政策課
健康福祉部	高齢者支援課
	生活食品課
	健康増進課

第2次計画策定時の数値

視点	目標	指標	現状値(25年度) *23年度値	出典	目標値 (30年度)	現状値(29年度)	備考
えらぶ	健康的な食を選ぶ	「主食・主菜・副菜をそろえる」など栄養バランス等に配慮した食生活を送る市民の割合	20歳代 43.3% 20~60歳代 60.9%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	53% 70%		
	安全安心な食を選ぶ	食中毒予防のための正しい知識を持っている市民の割合	20~60歳代 17.3%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	27%		
	高知の食を選ぶ	保育所や学校の給食、市関連の観光施設で使用する食材のうち、地場産品を活用する割合	保育所 61.5%*	保育課： 地域食材使用状況調査(県)	65%	保育所 72.5% (H28年度値)	
			学校 63.4%	教育環境支援課：学校給食における地場産物使用状況調査	68%	学校 64.6%	
			観光施設 71.5%* ※25年度現状値とした高知県ホームページの23年度値がその後72.3%に訂正された	農林水産課： 地域食材使用状況調査(県)	81%	観光施設 70.6% (H28年度値)	
はぐくむ	健康な心身をはぐくむ	朝食をほとんど毎日食べる市民の割合	幼児 91.0% 小学生 90.1% 中学生 80.5% 20~30歳代 74.5%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	95% 95% 90% 84%		3歳児 99.3% (H29年度 幼児健診問診) 小学6年 94.2% 中学3年 89.5% (H29年度 全国学力・学習状況調査)
		内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)予防や改善のために食生活に気をつける市民の割合	20~60歳代 49.9%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	60%		
		歯肉炎になっていない小中学生の割合	小学生 76.3% 中学生 63.9%	教育環境支援課	81% 69%	小学生 72.6% 中学生 65.5%	
	高知の食(食材・食文化)を大切にする	栽培活動を含む農林漁業体験活動に取り組む保育所・幼稚園・学校の割合	保育所 89.8% 幼稚園 86.4% 小学校 87.8%	H25幼・保調査 H25幼・保調査 農林水産課	95% 95% 92%	小学校 82.9%	→41校中7校未実施
		市民農園の利用率	20~60歳代 91.4%	農林水産課	95%	利用率 100%	
つなぐ	高知の自然環境を大切にする	食べ残しや廃棄を減らす取組をする市民の割合	20~60歳代 89.6%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	95%		
	一人ひとりが取り組む	「食育」の取組をしている市民の割合	20~60歳代 89.1%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	95%		
	ライフステージをつなぐ	食に関する指導計画を作成している保育所・幼稚園の割合	保育所 83.0% 幼稚園 27.3%	H25幼・保調査	93% 37%		保育施設 96.3% 全園保育計画があり、その中に食に関する内容が含まれる。保育計画は指導監査課が監査でチェックしている。
	命をつなぐ	災害時の食の備えを実践している市民の割合	20~60歳代 52.5%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	80%		
	次世代へつなぐ	高知ならではの料理や食材を食べたことがある小中学生の割合	小学生 86.5% 中学生 82.2%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	95% 92%		
		一日一回は誰かと一緒に食事をする市民の割合	20~60歳代 67.5%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	72%		
社会をつなぐ	朝食を誰かと一緒に食べる小中学生の割合	小学生 74.9% 中学生 55.5%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	80% 60%			小3・4年 84.8% (健康増進課:H29年度 食と生活のアンケート)
	地域の人や家族と高知の食を楽しむ市民の割合	小学生 47.9% 中学生 47.4% 20~60歳代 56.1%	高知市食育に関するアンケート調査(H25年度)	57% 57% 66%			

※ [] はH30年度に実施する「高知市食育に関するアンケート」にて評価を行う。

国の「第2次食育推進基本計画」と「第3次食育推進基本計画」との比較

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

第2次食育推進基本計画（平成23年度～27年度）		第3次食育推進基本計画（平成28年度～32年度）	
1. 重点課題 (1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進		1. 重点課題 (1) 若い世代を中心とした食育の推進 (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進（新） (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進 (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進（新） (5) 食文化の継承に向けた食育の推進（新）	
2. 基本的な取組方針 (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2) 食に関する感謝の念と理解 (3) 食育推進運動の展開 (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割		2. 基本的な取組方針 (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2) 食に関する感謝の念と理解 (3) 食育推進運動の展開 (4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割 (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割	

第2 食育の推進の目標に関する事項

第2次食育推進基本計画（平成23年度～27年度）				第3次食育推進基本計画（平成28年度～32年度）			
目標	作成時 (22年度)	目標値 (27年度)	高知市 計画	目標	現状値 (27年度)	目標値 (32年度)	
(1)食育に関心を持っている国民の割合の増加				(1)食育に関心を持っている国民を増やす			
①食育に関心を持っている国民の割合	70.5%	90%以上	○	①食育に関心を持っている国民の割合	75.0%	90%以上	
(2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加				(2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9回	週10回以上	○	②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回	週11回以上	
				③地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
				③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%	70%以上	
(3)朝食を欠食する国民の割合の減少				(4)朝食を欠食する国民を減らす			
③朝食を欠食する子どもの割合	1.6%	0%	○	④朝食を欠食する子どもの割合	4.4%	0%	
④朝食を欠食する20歳代・30歳代の男性の割合	28.7%	15%以下	○	⑤朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	15%以下	
				⑤中学校における学校給食の実施率を上げる			
				⑥中学校における学校給食実施率	87.5%	90%以上	
(4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加				⑥学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす			
⑤学校給食における地場産物を使用する割合	26.1%	30%以上	○	⑦学校給食における地場産物を使用する割合	26.9%	30%以上	
⑥学校給食における国産食材を使用する割合	77%	80%以上		⑧学校給食における国産食材を使用する割合	77.3%	80%以上	
(5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加				(7)栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑦栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合	50.2%	60%以上	○	⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%	70%以上	
				⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	55%以上	
(6)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加	*			(8)生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす			
⑧内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合	41.5%	50%以上		⑪生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	75%以上	
				⑫食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社 (26年度)	100社以上	
(7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加				(9)ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす			
⑨よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合	70.2%	80%以上	△	⑬ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	55%以上	
(8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加				(10)食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
⑩食育の推進に関わるボランティアの数	34.5万人	37万人以上		⑭食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人 (26年度)	37万人以上	
(9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加				(11)農林漁業体験を経験した国民を増やす			
⑪農林漁業体験を経験した国民の割合	27%	30%以上	○	⑮農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合	36.2%	40%以上	
				⑯食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす			
				⑰食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4% (26年度)	80%以上	
				⑱地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす			
				⑲地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%	50%以上	
				⑳地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	60%以上	

(10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加			(14)食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
(12)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	37.4%	90%以上	○(19)食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%	80%以上
(11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加			(20)食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	65%以上
(13)推進計画を作成・実施している市町村の割合	40%	100%	(15)推進計画を作成・実施している市町村を増やす		
(16)推進計画を作成・実施している市町村の割合			(16)推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	100%

第3 食育の総合的な促進に関する事項（取り組むべき施策）

第2次食育推進基本計画（平成23年度～27年度）	第3次食育推進基本計画（平成28年度～32年度）
1. 家庭における食育の推進 ○子どもの基本的な生活習慣の形成 ○望ましい食習慣や知識の習得 ○妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 ○子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進	1. 家庭における食育の推進 ○子供の基本的な生活習慣の形成 ○望ましい食習慣や知識の習得 ○妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 ○子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進 ○「ゆう活」等のワーク・ライフ・バランス推進
2. 学校、保育所等における食育の推進 ○食に関する指導の充実 ○学校給食の充実 ○食育を通じた健康状態の改善等の推進 ○保育所での食育推進	2. 学校、保育所等における食育の推進 ○食に関する指導の充実 ○学校給食の充実 ○食育を通じた健康状態の改善等の推進 ○就学前の子供に対する食育の推進
3. 地域における食育の推進 ○「食育ガイド」（仮称）等の活用促進 ○歯科保健活動における食育推進 ○栄養バランスが優れた日本型食生活の実践	3. 地域における食育の推進 ○「食育ガイド」等の活用促進 ○健常寿命の延伸につながる食育推進 ○歯科保健活動における食育推進 ○栄養バランスに優れた日本型食生活の実践 ○貧困の状況にある子供に対する食育推進 ○若い世代に対する食育推進 ○高齢者に対する食育推進 ○食品関連事業者等による食育推進 ○専門的知識を有する人材の養成・活用 ○健康づくりや医学教育等における食育推進 ○生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進 ○男性に対する食育推進
4. 食育推進運動の展開 ○食育に関する国民の理解の増進 ○ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等 ○食育推進運動展開における連携・協力体制の確立 ○食育月間及び食育日の設定・実施 ○運動に資する情報の提供	4. 食育推進運動の展開 ○食育に関する国民の理解の増進 ○ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等 ○食育推進運動展開における連携・協力体制の確立 ○食育月間及び食育日の設定・実施 ○食育推進運動に資する情報の提供
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 ○農林漁業者等による食育推進 ○子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供 ○都市と農山漁村の共生・対流の促進 ○農山漁村コミュニティの維持再生 ○地産地消の推進 ○バイオマス利用と食品リサイクルの推進	5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 ○農林漁業者等による食育推進 ○子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供 ○都市と農山漁村の共生・対流の促進 ○農山漁村の維持・活性化 ○地産地消の推進 ○食品ロス削減を目指した国民運動の展開 ○バイオマス利用と食品リサイクルの推進
6. 食文化の継承のための活動への支援等 ○ボランティア活動等における取組 ○学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用 ○専門調理師等の活用における取組	6. 食文化の継承のための活動への支援等 ○ボランティア活動等における取組 ○学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用 ○専門調理師等の活用における取組 ○「和食」の保護と次世代への継承のための産学官一体となった取組 ○地域の食文化の魅力を再発見する取組 ○関連情報の収集と発信
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 ○世代区分等に応じた国民の取組の提示 ○基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供 ○リスクコミュニケーションの充実 ○食品の安全性や栄養等に関する情報提供 ○食品表示の適正化の推進 ○地方公共団体等における取組の促進 ○食育の海外展開と海外調査の推進 ○食育や日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進 ○国際的な情報交換等	7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 ○生涯を通じた国民の取組の提示 ○基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供 ○リスクコミュニケーションの充実 ○食品の安全性や栄養等に関する情報提供 ○食品表示の適正化の推進 ○地方公共団体における取組の推進 ○食育や日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進 ○国際的な情報交換等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第2次食育推進基本計画（平成23年度～27年度）	第3次食育推進基本計画（平成28年度～32年度）
1. 多様な関係者の連携・協力の強化	1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進	2. 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握	3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用	4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し	5. 基本計画の見直し

高知市食育に関するアンケート調査について（案）

1. 調査の目的

高知市における食育に関する意識や取組についての現状を知り、平成25年度に策定した「第2次 高知市食育推進計画」（計画期間26年度～30年度）を評価し、次期計画を策定するための基礎資料とするため実施する。

2. 調査対象

区分	アンケート 様式	調査対象	調査予定数
幼児	様式1	3歳児健診対象児の保護者	約500枚 (5,6月受診票発送分)
児童	様式2	小学校5年生	約2,700枚（市立校全校）
生徒	様式2	中学校2年生	約1,900枚（市立校全校）
成人	様式3	20～60歳代 (住民基本台帳より層化無作為抽出)	約3,500枚

3. 調査時期

平成30年6月～7月

幼児については、回収率により9月頃まで回収予定

4. 調査内容

- (1) 食育への関心について
- (2) 現在の食生活・生活習慣について
- (3) 共食や孤食の状況について
- (4) 生活習慣病の予防や改善に関する食意識や実践について
- (5) 食品の安全性について
- (6) 食文化の継承及び伝承について
- (7) 食に関する感謝の念や環境への配慮について
- (8) その他

高知市食育に関するアンケート調査内容一覧

★高知市2次計画評価項目

調査項目		アンケート調査の質問	アンケート調査の回答			対象者	比較対象・参考		
			幼児	小5 中2	成人				
(1) 食育への関心	①関心	あなたは、「食育」に关心がありますか。	1. 関心がある 2. どちらかといえば関心がある 3. どちらかといえば関心がない 4. 関心がない 5. わからない	15	1	高知市2次計画 食育に関する意識調査			
	★②実践	あなたが「食」に関することで実践していることは何ですか。 あてはまるものをすべて選んでください。	1. 一日3食きちんと食べる 2. 決まった時間に食べる 3. 栄養バランスのとれた食事 4. よくかんで食べる 5. 家族や友人と楽しく食べる 6. 食事のマナーに気をつける 7. 食べ物を大切にする 8. 食事を作ってくれた人へ感謝する 9. 行事の食べ物や郷土料理を伝える 10. 農林漁業・食品加工を体験する 11. 高知県産の食材を選ぶ 12. その他() 13. 特になし		2	高知市2次計画			
	★③実践	お子さんの「食」に関することで、実践していることは何ですか。 あてはまるものをすべて選んでください。	1. 一日3食きちんと食べる 2. 決まった時間に食べる 3. 栄養バランスのとれた食事 4. よくかんで食べる 5. 家族や友人と楽しく食べる 6. 食事のマナーに気をつける 7. 食べ物を大切にする 8. 食事を作ってくれた人へ感謝する 9. 行事の食べ物や郷土料理を食べる 10. 野菜を育てたり魚をとったり、酪農体験をする 11. その他() 12. 特になし	16	15	高知市2次計画			
	④現状の食生活	①朝食	★あなたは(お子さんは)、ふだん朝ごはんを食べていますか。	1. ほとんど毎日食べる 2. 週4~5日食べる 3. 週2~3日食べる 4. ほとんど食べない	3	17	3	3	高知市2次計画 食育に関する意識調査 全国学力・学習状況調査
	②朝食欠食理由	上記「34」のいずれかと答えた方 朝ごはんを食べない主な理由(一番の理由)は何ですか。 1つ選んでください。	1. 時間がない 2. 食欲がない 3. 食事が用意されていない 4. 作るのが面倒だ 5. 食べる習慣がない 6. その他()	18	4	4		高知市2次計画	
	③夜食	お子さんは、夕食の後、寝るまでの間に何か食べることがありますか。	1. ほとんど毎日食べる 2. 週に4~5日食べる 3. 週に2~3日食べる 4. ほとんど食べない	8			高知市2次計画		
	④起床時間	平日(保育所や幼稚園がある日) お子さんは、朝何時にお起きていますか。 あなたは学校がある日、朝何時にお起きていますか。	1. 6時30分まで 2. 7時まで 3. 7時30分まで 4. 8時まで 5. 8時よりあと	4	1		高知市2次計画		
	⑤就寝時間	平日(次の日、保育所や幼稚園があるという日) お子さんは、夜何時に寝ていますか。 あなたは、あした学校があるという日には、夜何時にねていますか。	1. 9時まで 2. 10時まで 3. 11時まで 4. 12時まで 5. 12時よりあと	5	2		高知市2次計画		
	⑥栄養バランス	あなたは、食事や買物の際に「主食・主菜・副菜をそろえる」など栄養バランスに心がけていますか。 主食:米、パン、穀類など 主菜:魚や肉、卵、大豆製品などを使ったメインの料理 副菜:野菜、きのこ、いも、海藻などを使った小鉢・小皿の料理	1. 心がけている 2. 特に心がけていない 3. わからない	19	5	高知市2次計画			
	⑦主食・主菜・副菜	あなたは、「主食・主菜・副菜」の3つをそろえて食べることが、1日に2回以上あるのは、週に何回ありますか。	1. ほぼ毎日 2. 週に4~5日 3. 週に2~3日 4. ほとんどない	20	6	食育に関する意識調査 国民健康・栄養調査			
(2) 食文化の継承及び伝承	⑧外食	あなたは(お子さんは)、外食することがどのくらいありますか。	1. 週に1回以上ある 2. 月に1回以上ある 3. ほとんどない 4. まったくない	9	7	高知市2次計画			
	⑨中食	あなたは(お子さんに)、調理済みの惣菜や弁当などを買ってきて食事をすることができますか。	1. 毎日ある 2. 週に1回以上ある 3. たまにある 4. まったくない	10	8	高知市2次計画			
	⑩中食の選び方	あなたが、調理済みの惣菜や弁当などを選ぶときに特に重視することは何ですか。 1つ選んでください。	1. ポリューム 2. 価格 3. 栄養バランス 4. 好きな料理 5. その時の気分 6. 特に重視することはない 7. その他()	11	9	高知市2次計画			
	⑪食生活の問題	あなたは、現在のご自分の食生活に問題があると思いますか。 あてはまるものをすべて選んでください。	1. 欠食がある 2. 不規則な食事時間 3. 栄養バランスの偏り 4. よくかんで食べてない 5. 食べ過ぎる 6. その他() 7. 問題はない		10	高知市2次計画			
	⑫共食「朝食」	平日(保育所や幼稚園がある日)、お子さんは、朝ごはんを誰かと一緒に食べますか。 あなたは、平日(学校がある日)、朝ごはんを誰かと一緒に食べますか。	1. 誰かと一緒に食べることが多い 2. 一人で食べることが多い 3. 朝ごはんを食べない	6	5	高知市2次計画			
	⑬共食「夕食」	平日(保育所や幼稚園がある日)、お子さんは、晩ごはんを誰かと一緒に食べますか。 あなたは、平日(学校がある日)、晩ごはんを誰かと一緒に食べますか。	1. 誰かと一緒に食べることが多い 2. 一人で食べることが多い 3. 晩ごはんを食べない	7	6	高知市2次計画			
	⑭孤食	あなたは、一日のすべての食事をひとりで食べることがありますか。	1. ほとんどない 2. 週1日程度ある 3. 週2~3日ある 4. 週4~5日ある 5. ほとんど毎日		11	高知市2次計画			
	⑮家族以外の人と共食の機会	あなたは、家族以外の人(友人などの仲間やご近所さん、職場の人など)と一緒に食事をする機会がありますか。	1. よくある 2. ときどきある 3. あまりない 4. まったくない		12	(参考) 食育に関する意識調査			
	⑯地域等での共食	あなたは、家族以外の地域の人など、誰かと食を楽しむ機会(食事会、料理教室、農業などの体験活動など)があれば、参加したいと思いますか。	1. とてもそう思う 2. そう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない 5. まったくそう思わない		13	(参考) 食育に関する意識調査			

対象者
 ①幼児、幼児の保護者 → アンケート様式1(ピンク)
 ②小5、中2 → アンケート様式2(白)
 ③成人 → アンケート様式3(青)
 ※表中の数字は、各様式における質問番号

〈比較対象・参考〉
 ・高知市2次計画
 ・国民健康・栄養調査(厚生労働省)
 ・消費者意識基本調査(消費者庁)
 ・食育に関する意識調査(内閣府、農林水産省)
 ・全国学力・学習状況調査(文部科学省)
 ・乳幼児栄養調査(厚生労働省)

調査項目	アンケート調査の質問	アンケート調査の回答	対象者	比較対象参考		
			幼児	小5 中2	成人	
(4) 生活習慣病の予防や改善に関する食意識や実践	①メタボ予防	あなたは、内臓脂肪症候群(メタボリックシンдром)予防や改善のために、次のことを実践していますか。あてはまるものをすべて選んでください。	1. 適切な食事 2. 定期的な運動 3. 週に複数回の体重測定 4. 1~3のことは実践していない		14	高知市2次計画
	②減塩に関する実践	あなたは、生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから「減塩」に気をつけた取組をしていますか。実践していることをすべて選んでください。	1. 減塩の調味料や食品を使う 2. 漬物や佃煮を控える 3. 麺類の汁を残す 4. 卓上調味料(しょうゆ、ソースなど)をむやみに使わない 5. 食品表示(食塩相当量またはナトリウム量)を確認する 6. その他() 7. 特に実践していない		15	(参考) 食育に関する意識調査
	③歯肉炎	おいしく食べるためには、口の健康が大切ですが、あなたは、歯をみがく時、歯ぐきから血ができることがありますか。	1. ある 2. ない		12	高知市2次計画
	④口の健康	口の健康のために、あなたが気をつけていることは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。	1. 鏡で歯や歯ぐきの観察をする 2. 丁寧に歯をみがく 3. フッ素入りの歯磨剤を使う 4. 定期的に歯科医院を(歯医者さんへ)受診する 5. その他() 6. 特になし		13	16 高知市2次計画
	⑤よく噛む	あなたは、ふだん、ゆっくりよく噛んで食べていますか。1つ選んでください。	1. ゆっくりよく噛んで食べている 2. どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている 3. どちらかといえばゆっくり食べている 4. ゆっくりよく食べていない		14	17 食育に関する意識調査
(5) 食品の安全性	①食中毒予防の知識	食中毒予防の知識について、知っている項目をすべて選んでください。	1. 食材に食中毒菌が付いても、臭い・色・味などは変わらない 2. 山などで汲み湧き水は、野生動物の糞などで微生物汚染されていることがある 3. 食肉に十分に火を通さずに食べると、食中毒になる可能性がある 4. 牛の生レバーは、食品衛生法で生食用として販売提供することが禁止されている 5. カキなどの二枚貝は、ノロウイルスで汚染されていることがある 6. 鶏の卵は、殻の表面に食中毒菌が付いている可能性がある 7. 冷蔵庫は、詰めすぎると食品が十分に冷えない		21	18 高知市2次計画
	②郷土食・伝統食	あなたは(お子さんは)、おせち料理や七草がゆ、冬至のかぼちゃ料理といった、伝統的な行事の食べ物を家庭で(家で)食べることができますか。	1. よくある 2. ときどきある 3. あまりない 4. まったくない		12	8 19 高知市2次計画
(6) 食文化の継承及び伝承	③高知の食	あなたは(お子さんは)、高知ならではの料理や食文化(皿鉢料理、いたどりなど)食べたことがありますか。	1. 食べたことがあります 2. 食べたことがない 3. 高知ならではの料理や食材を知らない		13	9 20 高知市2次計画
	④共食	あなたは、地域の人や家族と一緒に、高知ならではの食(皿鉢料理や田舎すし、山菜採りやタタキづくりなど)を楽しむことがありますか。	1. よくある 2. ときどきある 3. ほとんどない 4. したことがない		10	21 高知市2次計画
	⑤街路市	高知市では木曜市や日曜市などの街路市が開かれていますが、あなたは街路市を利用していますか。	1. よく利用する 2. ときどき利用する 3. ほとんど利用しない 4. 利用したことない		23	高知市2次計画
	⑥高知の食の豊かさ	高知市では木曜市や日曜市などの街路市が開かれていますが、お子さんと街路市に行くことがありますか。あなたは街路市に行くことがありますか。	1. よく行く 2. ときどき行く 3. ほとんど行かない 4. 行ったことがない		14	11 高知市2次計画
(7) 食に関する感謝の念や環境への配慮	①食べ残し	あなたは、食べ残しをしないように心がけていますか。	1. いつも心がけている 2. 心がけていることもある 3. あまり心がけていない		7	高知市2次計画
	②食品廃棄	あなたは、食べ残しなどの食品廃棄について“もつたらない”と思いますか。	1. とても思う 2. 思う 3. あまり思わない 4. まったく思わない		27	高知市2次計画
	③食品ロスの取組	あなたは、「食品ロス」を軽減するために取り組んでいることがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。 ※「食品ロス」とは、食べられるのに廃棄される食品のことです。	1. 小分け商品、少量パック商品、バラ売り等、食べきれる量を購入する 2. 冷凍保存を活用する 3. 料理を作り過ぎない 4. 飲食店等で注文し過ぎない 5. 日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する 6. 残さず食べる 7. 「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する 8. その他() 9. 取り組んでいることない		28	消費者意識基本調査
(8) 農林漁業体験の関心	④農林漁業体験の関心	あなたは、農林漁業体験に関心がありますか。	1. 関心がある 2. 関心がない		25	(参考) 食育に関する意識調査
	⑤農林漁業体験の場	上記「1. 関心がある」と答えた方実際に、農林漁業を体験する場がありますか。	1. ある 2. ない		26	(参考) 食育に関する意識調査

調査項目		アンケート調査の質問	アンケート調査の回答	対象者			比較対象・参考
				幼児	就労者の妻	小5中2	成人
(8)その他	①非常食	★ あなたの世帯は、災害時に備えて非常用の食料を用意していますか。あてはまるものすべて選んでください。	1. 主食(レトルトご飯、めしを乾燥させた加工米、乾パン 等) 2. 副食(肉・魚等の缶詰、カレー・シチュー等のレトルト食品 等) 3. 飲料(水、お茶 等) 4. その他() 5. 特に用意していない	22		29	高知市2次計画 県民健康・栄養 調査
	②妊娠期の食生活等	ご記入者が、アンケート対象のお子さんのお母さんの場合にのみお答えください。 あなたがお子さんを妊娠中に、食生活等について気をつけていたことをすべて選んでください。	1. 主食・主菜・副菜をそろえるなど、栄養のバランスに配慮する 2. 一日3食きちんと食べる 3. 塩分を取りすぎないようにする 4. ゆっくりよく噛んで食べる 5. 食品表示を確認するなど、食の安全性に关心をもつ 6. 妊娠前の体格にあつた体重増加をめざす 7. その他() 8. 特になかった	26			
	③授乳・離乳食	お子さんの授乳や離乳食について、困ったことがありますか。	1. あった 2. なかった	23			
	④離乳食を学ぶ機会①	離乳食の進め方について、学ぶ機会がありましたか。	1. あった 2. なかった	24			乳幼児栄養調査
	⑤離乳食を学ぶ機会②	上記「1. あった」と答えた方 どこで(誰から)学びましたか。あてはまるものをすべて選んでください。	1. 保健所・市町村保健センター 2. 病院・診療所(産院)・助産所 3. 保育所(園)・幼稚園等 4. 地域子育て支援センター 5. あなたの母親など家族 6. 友人・仲間 7. テレビ 8. インターネット 9. 育児雑誌 10. その他()	25			乳幼児栄養調査
属性	あなたの性別を教えてください。 (お子さんの)	1. 男 2. 女	1 28 ○ 31				
	あなたの年齢を教えてください。	1. 20歳未満 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上	27				
	あなたの学年を教えてください。	1. 小学5年生 2. 中学2年生			○		
	お子さんは、保育所や幼稚園などに通っていますか。	1. 保育所 2. 幼稚園 3. その他() 4. 通っていない	2				
	現在、一緒に住む の家族構成を教えてください。	1. 親と子 2. 三世代同居世帯 3. その他(具体的に)	29				
	お子さんとの関係を教えてください。	1. ひとり世帯 2. 夫婦のみ世帯 3. 二世代同居世帯(親と同居) 4. 二世代同居世帯(子と同居) 5. 三世代同居世帯 6. その他(具体的に)				32	
	現在のあなたの暮らしについて、あてはまるものを選んでください。	1. 父 2. 母 3. 祖父 4. 祖母 5. その他()	30				

第3次高知市食育推進計画 策定スケジュール(案)

平成30年度

5月	(5/2) 第1回 高知市食育推進会議
	<ul style="list-style-type: none"> ①委員の委嘱 ②第2次高知市食育推進計画における食育の取組状況について ③高知市食育に関するアンケート調査について
6月	高知市食育に関するアンケート調査 実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児(約500名) 5月8日(火)封緘、11日(金)までに送付(9月頃まで回収) ・児童生徒(約4,600名) 6月中旬頃 配布(締切:7月中旬) ・成人(約3,500名) 6月中旬頃 配布(締切:7月中旬)
	高知市食育に関するアンケート調査 集計
10月	第2回 高知市食育推進会議
	<ul style="list-style-type: none"> ①高知市食育に関するアンケートの集計結果について ②第2次計画の総括について ③第3次計画の素案について
12月	第3回 高知市食育推進会議
	<ul style="list-style-type: none"> ①第3次計画の素案について ②パブリックコメントについて
1月	パブリックコメント実施
3月	第3次高知市食育推進計画策定

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正:平成二七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規

則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立つており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教

育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する关心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の关心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に

応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向

上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動
その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。
(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。